

4.5 廃棄物等

4.5.1 一般廃棄物

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における一般廃棄物の状況等を調査し、一般廃棄物の影響について予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.5.1-1 に示すとおりである。

表 4.5.1-1 環境影響評価対象

区分		環境影響要因
供用時	施設の存在	施設の稼働

(2) 現況調査

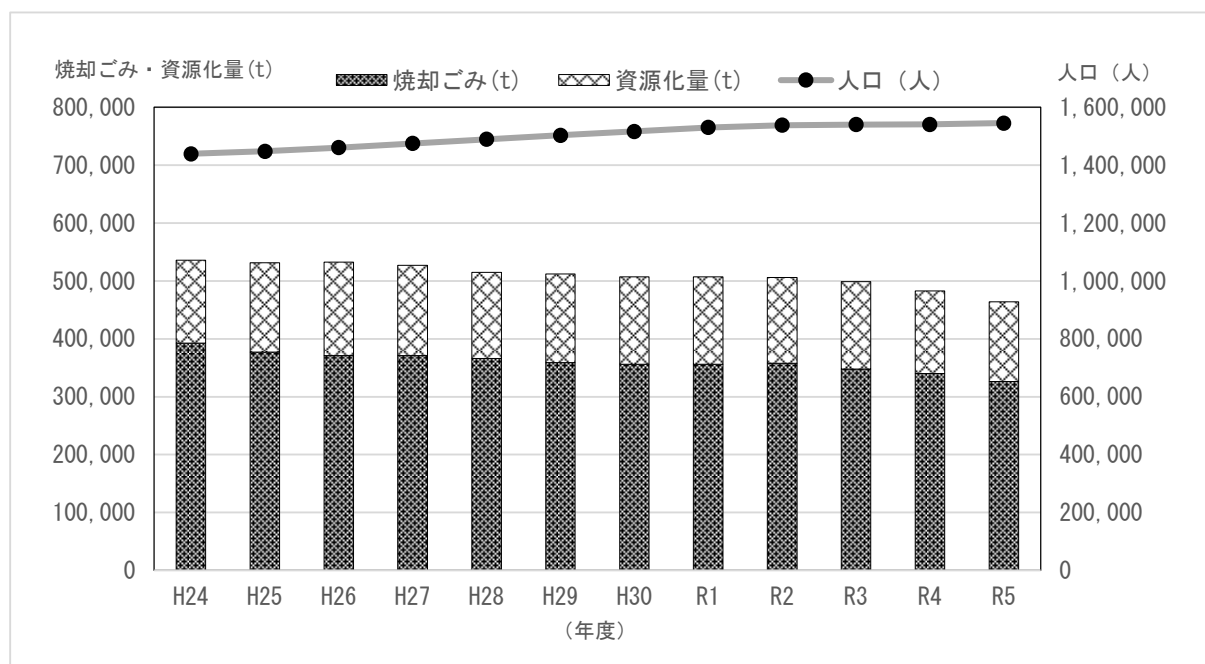
1) 調査結果

① 一般廃棄物の把握

川崎市における平成 24 年度～令和 5 年度の一般廃棄物の推移は図 4.5.1-1 に、処理状況は表 4.5.1-2 に示すとおりである。

令和 5 年度における一般廃棄物の総排出量は 463,826t、その内、焼却ごみが 326,121t、資源化量は 137,705t で資源化率は 29.7%である。それぞれの内訳を見ると、焼却ごみでは家庭系が 235,117t、事業系が 91,004t、資源化物では家庭系が 82,239t、事業系が 55,466t である。

川崎市では、家庭系ごみ及び資源化物については、地域により収集日を決めて分別収集を実施している。一方、事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することで処理しており、本事業においては許可業者に収集及び処分を委託する計画である。



注：「令和 6 年度環境局事業概要 廃棄物編-」（令和 6 年 8 月、川崎市）を基に作成した。

図 4.5.1-1 川崎市における焼却ごみ量・資源化量、人口の推移(平成 24 年度～令和 5 年度)

表 4.5.1-2 川崎市のごみ焼却量等の実績

西暦（年度）		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
和暦（年度）		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日数		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
人口（人） ^{注1}		1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604
焼却ごみ(t)		392,926	377,363	370,849	371,270	366,016	359,169	356,233	356,044	357,662	348,017	340,093	326,121
内 訳	家庭系焼却ごみ	275,587	258,810	249,626	251,273	249,303	249,632	248,295	250,239	262,744	254,060	245,933	235,117
	内訳												
	普通ごみ	267,759	250,435	241,632	242,954	241,086	241,060	239,387	240,520	250,897	242,283	234,357	223,754
	粗大・小物金属・一時多量可燃分 ^{注11}	7,828	8,375	7,994	8,319	8,217	8,572	8,908	9,719	11,847	11,777	11,576	11,363
	事業系焼却ごみ	116,889	118,129	120,819	119,547	116,333	109,208	107,616	105,486	94,918	93,957	94,160	91,004
	道路清掃ごみ	450	424	404	450	380	329	322	319	注12	注12	注12	注12
資源化量(t) ^{注2}		143,054	154,299	161,541	155,552	148,983	153,125	150,678	150,991	148,595	150,927	142,604	137,705
資源化率(%)		26.7	29	30.3	29.5	28.9	29.9	29.7	29.8	29.4	30.2	29.5	29.7
内 訳	家庭系資源化物	90,715	99,472	102,298	100,021	95,524	93,129	90,142	88,758	91,388	89,627	86,326	82,239
	内訳												
	粗大・小物金属・一時多量資源化分 ^{注11}	3,938	3,814	3,860	3,769	3,805	3,795	4,119	4,342	4,665	4,426	3,988	3,535
	空き缶	7,304	7,859	7,722	7,046	6,270	6,845	6,750	7,181	7,842	7,723	7,399	7,197
	空き瓶	11,653	11,921	11,960	12,225	11,293	11,125	10,580	10,379	11,395	11,056	10,381	9,894
	ペットボトル	5,103	5,168	5,076	5,042	4,991	4,751	4,846	4,842	5,279	5,373	5,426	5,527
	ミックスペーパー	10,662	13,306	14,063	13,618	13,010	12,530	11,897	11,409	10,356	9,990	9,896	9,268
	プラ製容器包装	3,811	9,008	12,395	12,587	12,753	12,686	12,723	13,170	14,288	14,527	14,465	14,136
	資源集団回収	47,875	47,999	46,654	45,048	42,773	40,811	38,642	36,863	36,995	35,974	34,253	32,138
	小型家電		2	79	199	57	24	27	28	38	30	26	28
	使用済み乾電池			268	255	287	275	293	284	319	308	292	309
	蛍光灯 ^{注7}					59	53	36	23	22	25	21	21
	その他 ^{注3}	369	395	221	232	226	234	229	237	189	195	179	186
事業系資源化物(t)		52,339	54,827	59,243	55,531	53,459	59,996	60,536	62,233	57,207	61,300	56,278	55,466
乾電池(t)		245	287	注6	注6	注6	注6	注6	注6	注6	注6	注6	注6
総排出量(t) ^{注4}		536,225	531,949	532,390	526,822	514,999	512,294	506,911	507,035	506,257	498,944	482,697	463,826
1人1日当たり ごみ排出量(g) ^{注5}		1,021	1,006	998	976	947	933	916	905	902	887	858	820

注1：人口は、各年度10月1日現在の人口に基づく。

注2：資源化量とは、家庭系資源物、事業系資源物を含めて算出したものである。

注3：その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値である。（蛍光灯は、平成28年から除く）

注4：総排出量＝焼却ごみ＋資源化量

注5：1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物）、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は366日）で除したものである。

注6：使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとした。

注7：蛍光灯は、平成28年から割らない収集を開始した。なお、平成27年までの蛍光灯は、「その他^{注3}」に含まれている。

注8：令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物5,086tは含まれていない。

注9：令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物1,210tは含まれていない。

注10：令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物213tは含まれていない。

注11：令和2年度から、一時多量ごみが含まれている。

注12：令和2年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれている。

出典：「令和6年度環境局事業概要-廃棄物編-」（令和6年8月、川崎市）

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.5.1-3 に示すとおり設定した。

表 4.5.1-3 環境保全目標（一般廃棄物）

環境影響要因		環境保全目標	具体的な数値等
供用時	施設の稼働	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—

(4) 予測

1) 施設の稼働に係る影響

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る一般廃棄物の種類毎の排出量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

③ 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

④ 予測方法

予測方法は、事業計画から推定する方法とした。

⑤ 予測結果

施設の稼働による一般廃棄物の種類毎の発生量及び処理方法は、表 4.5.1-4 に示すとおりである。

発生量は約 15t/年、資源化を考慮した排出量は約 11t/年（資源化量：約 4t/年）と予測した。また、処理方法について、雑芥は一般廃棄物として許可業者に運搬を委託し川崎市の処理場で焼却処理する。古紙等資源物は収集運搬業者に委託し再生業者にて処理する計画である。このことから、資源化が図られるとともに、適正な処分が実施され、資源の循環が図られているものと予測する。

表 4.5.1-4 予測結果（一般廃棄物の排出量）

一般廃棄物の種類	発生量 (t/年) ①	資源化率 (%) ②	資源化量 (t/年) ③=①×②	排出量 (t/年) ④=①-③	処理方法
雑芥（生ごみ・一般ごみ）	約 11	0%	0	約 11	計画地内の廃棄物保管場所（図 1.4-17 参照）にて集積し、事業系一般廃棄物として許可業者に運搬を委託（川崎市の処理場で焼却処理）
古紙等資源物	約 4	約 100%	約 4	0	計画地内の廃棄物保管場所（図 1.4-17 参照）にて集積し、古紙業者に運搬を委託、再生業者にて処理
合計	約 15	—	約 4	約 11	

(5) 環境保全のための措置

1) 施設の稼働に係る影響

- ・紙類、段ボール等の古紙等資源物は再生業者に委託し資源化する。
- ・廃棄物保管施設を設け、許可業者、古紙業者による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物を分別する。
- ・廃棄物保管施設は飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の施設とする。
- ・従業員に対して、掲示物等により廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行う。

(6) 評価

施設の稼働に係る一般廃棄物の発生量は約 15t/年であり、このうち古紙等資源物に該当する約 4t が資源化されると予測した。

また、一般廃棄物は廃棄物保管施設で分別保管する。これらは許可業者、古紙業者が収集・運搬し、川崎市等により適切に処理される。

さらに、従業員に対して、掲示物等により廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行うといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。

4.5.2 産業廃棄物

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況等を調査し、産業廃棄物の影響について予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.5.2-1 に示すとおりである。

表 4.5.2-1 環境影響評価対象

区分		環境影響要因
工事中		工事の影響
供用時	施設の使用	施設の稼働

(2) 現況調査

1) 調査結果

① 産業廃棄物の状況

川崎市における令和5年度の産業廃棄物の排出量等は、表 4.5.2-2 に示すとおりである。

川崎市全体の産業廃棄物の排出量は 2,483 千 t/年であり、再生利用量は 854 千 t/年（排出量の約 34.4%）である。

表 4.5.2-2 川崎市の産業廃棄物の排出量等（令和5年度実績）

単位：千 t/年

種類	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉄くず	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
排出量	2,483	9	990	458	58	131	56	50	3	39	0	7	—	0	16	108	39	373	86	61
再生利用量	854	9	25	104	13	1	4	35	3	37	0	2	—	0	16	100	38	358	81	29
減量化量	1,574	—	961	346	46	130	52	11	0	2	0	4	—	—	0	0	0	0	0	22
最終処分量	56	0	3	8	0	0	0	4	0	0	0	0	—	0	0	9	1	15	5	11

出典：「令和6年度 川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（令和7年3月、川崎市）

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.5.2-3 に示すとおり設定した。

表 4.5.2-3 環境保全目標（産業廃棄物）

環境影響要因		環境保全目標	具体的な数値等
工事中	工事の影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—
供用時	施設の稼働	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—

(4) 予測

1) 工事の影響

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に係る産業廃棄物の種類毎の排出量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

④ 予測方法

予測方法は、発生原単位から推定する方法とした。

⑤ 予測結果

工事の実施による産業廃棄物の排出量及び処分方法は、表 4.5.2-4 に示すとおりである。

建設汚泥を除いた産業廃棄物の発生量は約 1,075.20t/年、資源化を考慮した排出量は約 60.63t/年（資源化量：約 1,014.57t/年）と予測した。建設汚泥の発生量は約 1,093.00m³、資源化を考慮した排出量は約 54.65 m³/年（資源化量：約 1,038.35 m³/年）と予測した。

また、処理方法は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分することから、資源の循環が図られているものと予測する。

表 4.5.2-4(1) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥を除く）の発生量）

産業廃棄物の種類	延べ床面積 (㎡) ①	発生原単位 (kg/㎡) ②	発生量 (t/年) ③=①×②/1,000
コンクリート塊	約 10,500	79.4	約 833.70
アスファルト・ コンクリート塊		8.2	約 86.10
廃プラスチック類		1.3	約 13.65
廃塩化ビニル管・ 継ぎ手		0.2	約 2.10
金属くず		1.9	約 19.95
木くず		3.5	約 36.75
紙くず		0.3	約 3.15
廃石膏ボード		2.1	約 22.05
建設混合廃棄物		5.5	約 57.75
合計			約 1,075.20

表 4.5.2-4(2) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量）

産業廃棄物の種類	発生量 (t/年) ③	資源化率 (%) ④	資源化量 (t/年) ⑤=③×④	排出量 (t/年) ⑥=③-⑤	主な処理・ 処分方法
コンクリート塊	約 833.70	99.0%	約 825.36	約 8.34	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。再資源化の用途としては、再生砕石等としての利用を計画している。
アスファルト・コンクリート塊	約 86.10	99.0%	約 85.24	約 0.86	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。再資源化の用途としては、再生アスファルト、路盤材等としての利用を計画している。
廃プラスチック類	約 13.65	—	—	約 13.65	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処分に際しては、サーマルリサイクルにより固形燃料等として再使用する計画である。
廃塩化ビニル管・継ぎ手	約 2.10	—	—	約 2.10	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。
金属くず	約 19.95	100%	約 19.95	約 0	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処理方法としては、有価物と産業廃棄物に分別し、売却及び再資源化することを計画している。
木くず	約 36.75	97.0%	約 35.65	約 1.10	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。再資源化の用途としては、木材チップ等としての利用を計画している。
紙くず	約 3.15	100%	約 3.15	約 0	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行い、再生資源化する。
廃石膏ボード	約 22.05	—	—	約 22.05	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。
建設混合廃棄物	約 57.75	78.3%	約 45.22	約 12.53	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処理に際しては、現場分別を適切に進め、排出量を縮減する。
合計	約 1,075.20	94.36% ^注	約 1,014.57	約 60.63	—

注:合計欄の「④資源化率」は、以下のとおり算出した。

④資源化率=⑤資源化量（合計）／③排出量（合計）×100

表 4.5.2-5(1) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥）の発生量）

掘削口径(m) ①	掘削長さ(m) ②	杭本数(本) ③	変化率 ^注 ④	建設汚泥の発生量(m ³) ⑤=(①/2) ² ×3.14×②×③×④
約 0.5	約 43	69	1.2	約 699.08
約 0.6	約 43	27	1.2	約 393.92
合計				約 1,093.00

注：変化率は、現場での汚泥の脱水等を考慮し、「令和 6 年度 土木工事数量算出要領」（令和 6 年 4 月、国土交通省）における、レキ質土の変化率 L（1.20）を参考に設定した。

表 4.5.2-5(2) 予測結果（産業廃棄物（建設汚泥）の排出量）

建設汚泥の 発生量(m ³) ①	資源化率 (%) ②	資源化量 (m ³) ③=①×②	排出量 (m ³) ④=①-③	主な処理・処分方法
約 1,093.00	95	約 1,038.35	約 54.65	許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。処理後は土質性状を確認し、可能な限り場外への埋め戻し土、盛土としての再利用を計画している。

2) 施設の稼働に係る影響

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る産業廃棄物の種類毎の排出量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

③ 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

④ 予測方法

予測方法は、事業計画から推定する方法とした。

⑤ 予測結果

施設の稼働による産業廃棄物の種類毎の排出量及び処理方法は、表 4.5.2-6 に示すとおりである。発生量の合計は約 37t/年、資源化量の合計は約 25t/年、排出量の合計は約 12t/年と予測する。

処分方法について、産業廃棄物は許可業者に運搬、処分を委託し適正に処理する計画である。このことから、適正な処分が実施され、資源の循環が図られているものと予測する。

表 4.5.2-6 予測結果（産業廃棄物の排出量）

産業廃棄物の種類	発生量 (t/年) ①	資源化率 ②	資源化量 (t/年) ③=①×②	排出量 (t/年) ④=①-③	処理方法
廃油	約 4	約 100%	約 4	0	産業廃棄物として許可業者に運搬、再生業者にて再燃料化により処理を行う。
廃プラスチック類	約 7	0%	0	約 7	産業廃棄物として許可業者に運搬を委託する。処分に際しては、サーマルリサイクルにより固形燃料等として再使用する計画である。
廃布 ^注	約 5	0%	0	約 5	産業廃棄物許可業者に運搬を委託し、焼却処理しサーマルリサイクルとしてエネルギーを再使用する。
木くず	約 21	約 100%	約 21	0	産業廃棄物として許可業者に運搬、再生業者にて処理を行う。再資源化の用途としては、木材チップ等としての利用を計画している。
合計	約 37	—	約 25	約 12	—

注：廃布は廃油の付着したウエスが該当する。

(5) 環境保全のための措置

1) 工事の影響

- ・工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的に発生を抑制する。
- ・建設資材等について、再生品や再利用が可能な材料の使用に努め、資源の有効利用の推進を図る。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて適正にリサイクルを行うとともに「廃棄物処理法」に基づいて適正に処理及び処分を行う。
- ・工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。
- ・産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。

2) 施設の稼働に係る影響

- ・廃棄物保管施設を設け、都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。
- ・廃棄物保管施設は飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の施設とする。
- ・廃棄物保管施設において、掲示物等により資源化の推進を促す啓発活動を行う。

(6) 評価

1) 工事の影響

工事の実施に係る産業廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量は 60.63t/年であり、資源化率は 94.36%（資源化量：1,014.57t/年）と予測した。また、産業廃棄物（建設汚泥）の排出量は約 54.65m³/年であり、資源化率は 95%（資源化量：約 1,038.35m³/年）と予測した。

そのほか、予測において資源化率を設定しなかった種類の産業廃棄物についても、建設工事に係る資材の資源化等に関する法律に基づいて適正にリサイクル等を行う。さらに、産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。

2) 施設の稼働に係る影響

施設の稼働に係る産業廃棄物の排出量は約 12t/年であり、資源化率は約 68%（資源化量：約 25t/年）と予測した。さらに、廃棄物保管施設において、掲示物等により資源化の推進を促す啓発活動を行うといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。

4.5.3 建設発生土

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を調査し、建設発生土の影響について予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.5.3-1 に示すとおりである。

表 4.5.3-1 環境影響評価対象

区分	環境影響要因
工事中	工事の影響

(2) 現況調査

1) 調査結果

① 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況及び再利用状況は、表 4.5.3-2 に示すとおりである。

表 4.5.3-2 建設発生土の排出状況(平成 30 年度)

単位:千m³

工事場所	工事区分		排出量	場外搬出量	有効利用量		現場内利用量
					有効利用量	その他	
神奈川県	土木 工事	公共	2,878.2	1,759.0	1,646.7	112.3	1,119.2
		民間	609.5	363.1	315.4	47.7	246.4
	新築・増築工事		1,492.1	971.8	638.3	333.5	520.3
	解体工事		106.1	2.1	2.0	0.1	104.0
	修繕工事		2.2	2.0	1.1	0.9	0.2
	建設工事合計		5,088.2	3,098.0	2,603.5	494.5	1990.1

注：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（確定値）」（令和 2 年 1 月、国土交通省）

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.5.3-3 に示すとおり設定した。

表 4.5.3-3 環境保全目標（建設発生土）

環境影響要因		環境保全目標	具体的な数値等
工事中	工事の影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	—

(4) 予測

1) 工事の影響

① 予測項目

予測項目は、工事の実施による建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法とした。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地内とした。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

④ 予測方法

予測方法は、事業計画から推定する方法とした。

⑤ 予測結果

工事の実施による建設発生土の発生量は $5,400\text{m}^3$ であり、そのうち $3,960\text{m}^3$ は埋戻し土又は盛土として場内で再利用する。残土の発生量は $1,440\text{m}^3$ と予測するが、これについては、工事施工者が場外再利用又は処分地を指定して適正に処分する計画であることから、資源の循環が図れているものと予測する。

(5) 環境保全のための措置

1) 工事の影響

- ・建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用する。
- ・場外へ搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。
- ・再利用が困難な建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。
- ・計画地内及び周辺道路への散水及び清掃を適切に実施し、粉じん等の発生及び拡散を抑制する。
- ・場内で仮置き等を行う場合や運搬時は、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じ、粉じん等の発生及び拡散を抑制する。

(6) 評価

工事の実施に係る建設発生土の発生量は $5,400\text{m}^3$ であり、場内再利用量は $3,960\text{m}^3$ 、残土量は $1,440\text{m}^3$ と予測した。さらに、建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は小さくなると考えられ、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないものと評価する。